

# 高齢者インフルエンザ予防接種について

予防接種法に基づき、65歳以上の方のインフルエンザ予防接種を実施します。

インフルエンザの発病、重症化を防ぐには、インフルエンザ予防接種が有効であることが確認されています。希望される方は、期間内に接種してください。

## ◆接種期間

10月15日(火)～12月27日(金)



## ◆接種場所 市内および県内協力医療機関

## ◆接種対象者

市内に住民登録がある方で、次のいずれかの要件を満たす方

○65歳以上の方(接種日現在)

○60～64歳で心臓、じん臓、呼吸器のいずれかの機能に障害のある方(身体障害者1級程度)

## ◆接種費用

接種費用のうち2,000円を補助します。(1回のみ)

\*生活保護世帯の方は無料

対象者	予防接種の方法・手順	
	市内の医療機関で接種する場合	市外の医療機関で接種する場合
65歳以上の方および60～64歳で心臓、じん臓、呼吸器のいずれかの機能に障害があり身体障害者1級程度の方	①健康保険証を持参し、接種してください(予診票は医療機関にあります) ②接種費用から2,000円を差し引いた金額が自己負担になります	①保健センターに「予診票」を申請してください ②「予診票」と健康保険証を持参し、接種してください ③接種費用から2,000円を差し引いた金額が自己負担になります
上記対象者で生活保護世帯の方	①「生活保護受給証明書」を持参し、接種してください ②接種費用は無料です	①「生活保護受給証明書」と「予診票」を持参し、接種してください ②接種費用は無料です

【問合せ】健康増進課 内線592

笠間保健センターTel.0296-72-7711

友部保健センターTel.0296-77-9145

岩間保健センターTel.0299-45-7888

## 高齢者の悪質商法被害を防ぐために



高齢者を狙った悪質業者による消費者被害が依然として後を絶たないことから、茨城県消費生活センターと笠間市消費生活センターでは、9月を「高齢者の被害防止キャンペーン月間」として、連携して啓発活動を実施しています。

### 【悪質商法の被害にあわないために】

- ・悪質商法の手口を知ろう！
- ・いらぬものは「いりません」とはっきり断ろう！
- ・普段から高齢者の生活に密着して活動されている方は高齢者の暮らしの変化(普段見慣れないモノが必要以上にある等)に注意しよう！

※笠間市消費生活センターでは、これらの被害を未然に防ぐために、出前講座を行っています。総会や集会にお伺いして、悪質商法の手口や対応の方法を分かりやすくお話しします。

### ◎悪質商法の事例

#### 【事例1】

「ご注文を受けた健康食品が準備できたので、送ります。」と電話があった。「覚えがない」と断ると「裁判する」と強い口調で言われた。勝手に商品を送って来たらどうしたらよいか？

#### 【対応】

勝手に商品を送ってきたので代金を支払う義務はありません。また、受け取る必要もありませんので、**受け取り拒否**をしましょう。

#### 【事例2】

「あなたの名前で社債を購入した。」「パンフレットが届いていないか。」「運用権を買いたいが、ダイレクトメールが届いた人しか買えないので、名義を貸してほしい。」「新エネルギーに関するファンドを購入しないか。」などの勧誘が頻りに自宅の電話にかかってくる。

こんなうまい話があるのか。

#### 【対応】

「買え買え詐欺」の特徴的な勧誘方法です。うまい話には十分注意しましょう。不審な電話などがあった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

【問合せ】笠間市消費生活センター(友部公民館 1階)《相談専用電話》Tel.0296-77-1313

相談受付時間：毎週火曜日～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時